

風しんの追加的対策について

平成31年3月27日（水）

北海道保健福祉部健康安全局地域保健課

麻しん・風しんの患者数の推移

※「2019年(H31)」は第10週までの数値

《麻しん》											
保健所名／年	2009年 (H21)	2010年 (H22)	2011年 (H23)	2012年 (H24)	2013年 (H25)	2014年 (H26)	2015年 (H27)	2016年 (H28)	2017年 (H29)	2018年 (H30)	2019年 (H31)
全 国	732	447	439	283	229	462	35	165	189	282	305
北海道 計	17	5	8	1	2	13	1	1	1	1	3
北海道	8	1	6	1		8			1		
札幌市	5	4	1		1	5	1	1		1	3
小樽市	2										
函館市					1						
旭川市	2		1								

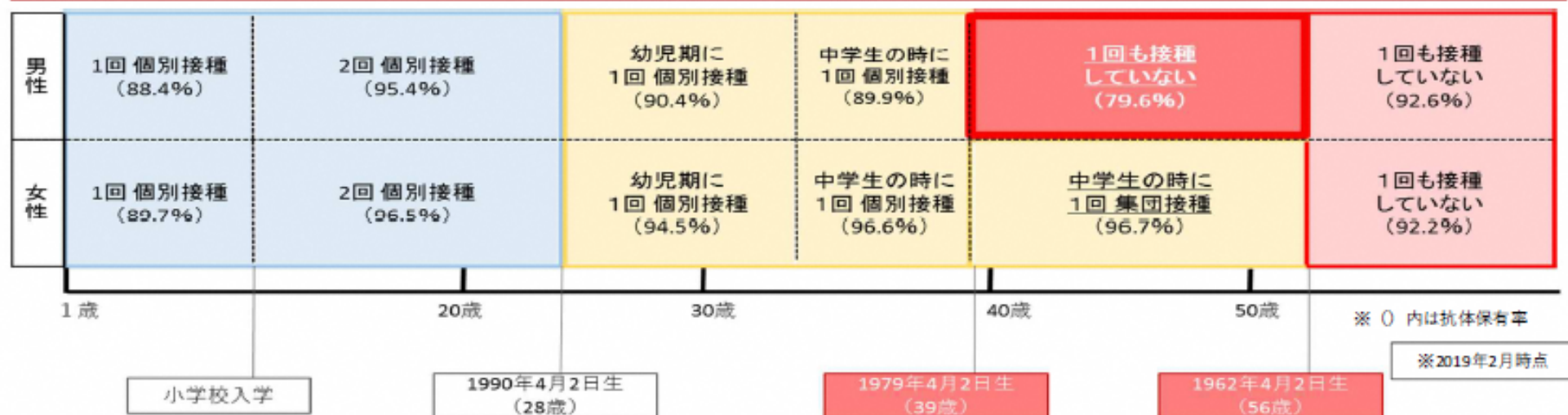
《風しん》											(単位:人)
保健所名／年	2009年 (H21)	2010年 (H22)	2011年 (H23)	2012年 (H24)	2013年 (H25)	2014年 (H26)	2015年 (H27)	2016年 (H28)	2017年 (H29)	2018年 (H30)	2019年 (H31)
全 国	147	87	378	2,386	14,344	319	163	126	93	2,917	863
北海道 計	4	0	20	21	109	4	4	1	0	29	15
北海道	2		17	6	35	2	3	1		6	1
札幌市	2		3	9	41	2				15	2
小樽市										7	12
函館市				6	28		1				
旭川市					5					1	

風しんに関する追加的対策

追加的対策のポイント

特に抗体保有率が低い現在39～56歳の男性に対し、

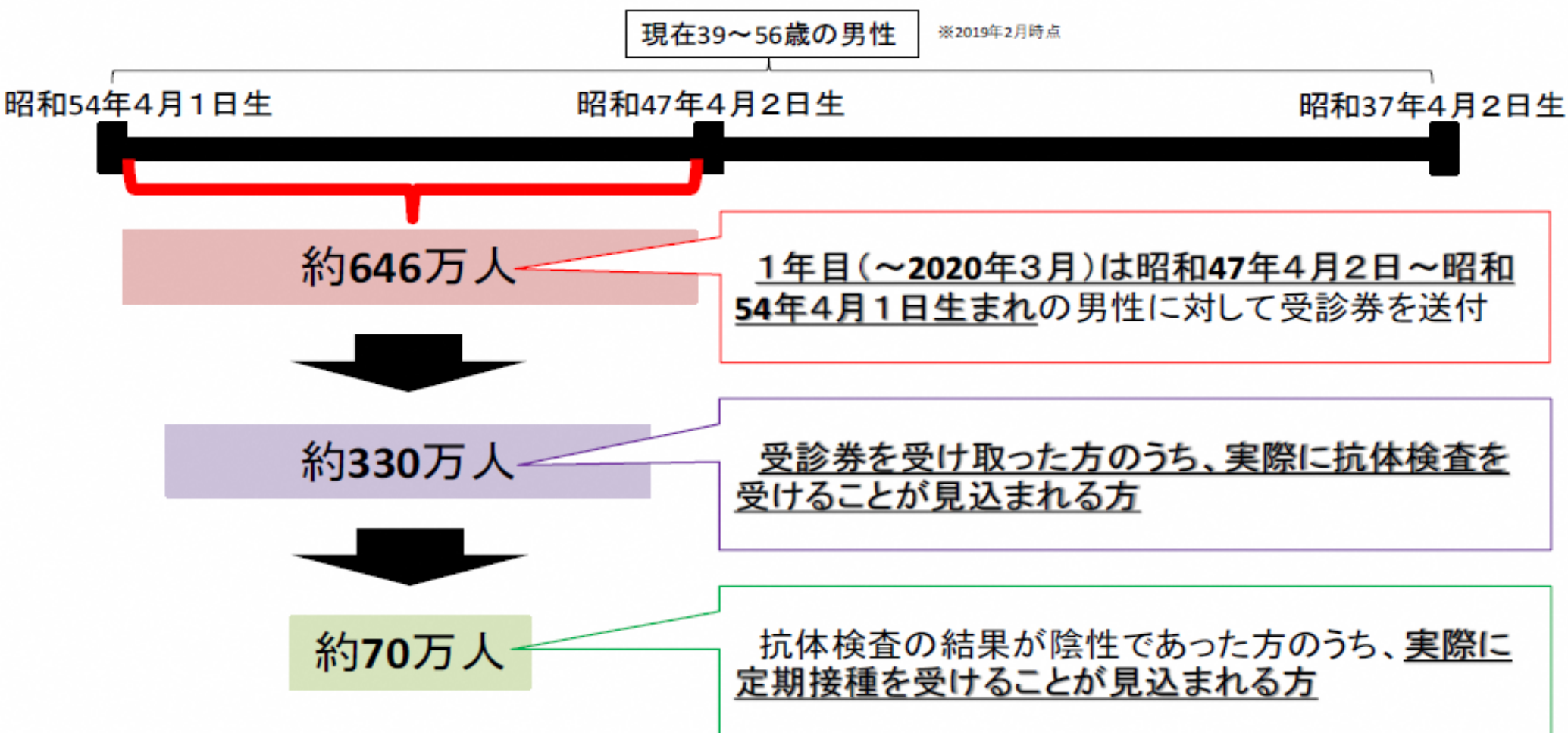
- ① 予防接種法に基づく定期接種の対象とし、3年間、**全国で原則無料**で定期接種を実施
- ② ワクチンの効率的な活用のため、まずは**抗体検査**を受けていただくこととし、**補正予算等**により、**全国で原則無料**で実施
- ③ **事業所健診の機会に抗体検査**を受けられるようにすることや、**夜間・休日**の抗体検査・予防接種の実施に向け、**体制を整備**



【出典】国立感染症研究所「年齢/年齢群別の風疹抗体保有状況」2013-2017年をもとに算出（10歳以下のみ2017年のデータで計算）

風しん追加的対策の実施方法について

【初年度(2019年度)における取組】



2020年4月以降に更に対策を進めることにより、2020年7月までに抗体保有率85%の目標達成を目指す。

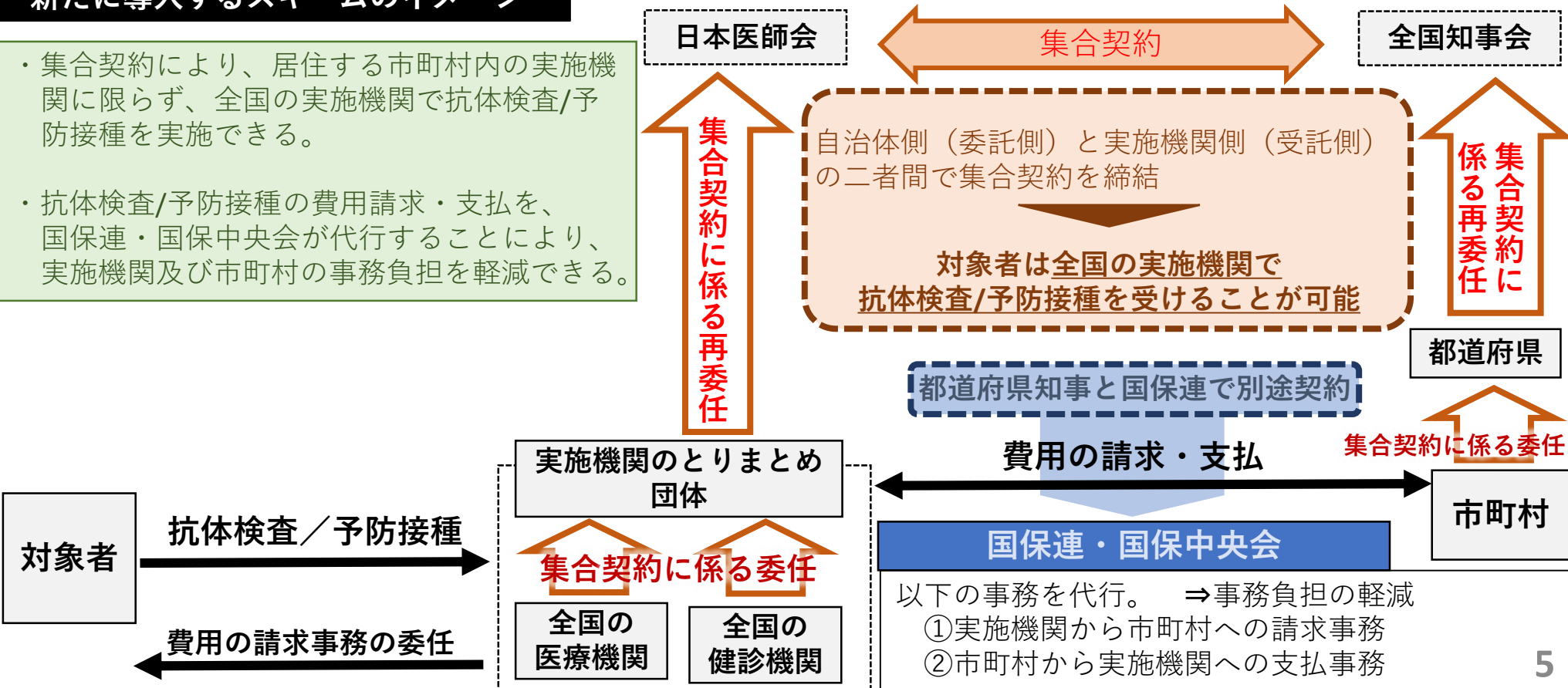
居住地以外でも抗体検査/予防接種を受けられる体制整備

以下のスキームを導入することにより、居住地以外でも抗体検査/予防接種を受けられる体制を整備する。

- ①集合契約により、全国の市区町村が全国の実施機関に対し、抗体検査/予防接種の実施を委託する契約を締結。
- ②抗体検査/予防接種の費用請求・支払については、国保連・国保中央会が代行することにより、実施機関、全国の市区町村の事務負担を軽減。

新たに導入するスキームのイメージ

- ・集合契約により、居住する市町村内の実施機関に限らず、全国の実施機関で抗体検査/予防接種を実施できる。
- ・抗体検査/予防接種の費用請求・支払を、国保連・国保中央会が代行することにより、実施機関及び市町村の事務負担を軽減できる。



風しんの抗体検査、定期接種の実施の仕組み（イメージ）

抗体検査、定期接種の実施の工夫について

○ 新たに定期接種の対象となる39～56歳の男性（1962（昭和37）年4月2日～1979年（昭和54）年4月1日生まれ）への抗体検査・予防接種を促進するため、以下の通り、実施方法を最大限工夫することを検討。

- ① 居住する市町村以外の医療機関においても抗体検査・予防接種を実施（実施パターン①）
- ② 市町村国保加入者（自営業者等）について、特定健診の血液検査の項目に風しん抗体検査を加えて実施（実施パターン②）
- ③ 健康保険等加入者（正規雇用労働者等）について、事業所健診の血液検査の項目に風しん抗体検査を加えて実施（実施パターン③）
- ④ 都道府県、医師会等と協力し、休日・夜間の予防接種・抗体検査の実施

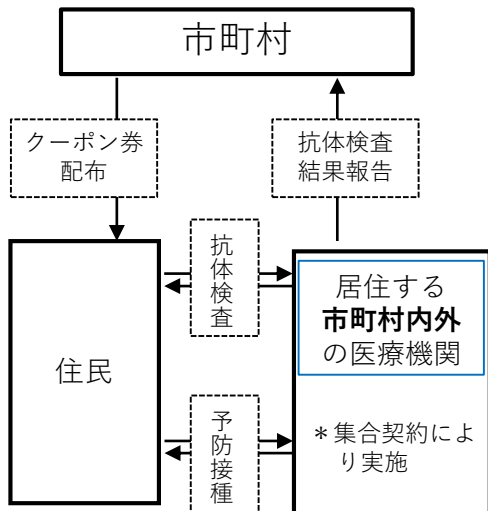
○ 加えて、事業者団体（経団連、商工会議所等）、保険者団体等と連携し、普及啓発を徹底。

集合契約で実施

実施パターン①

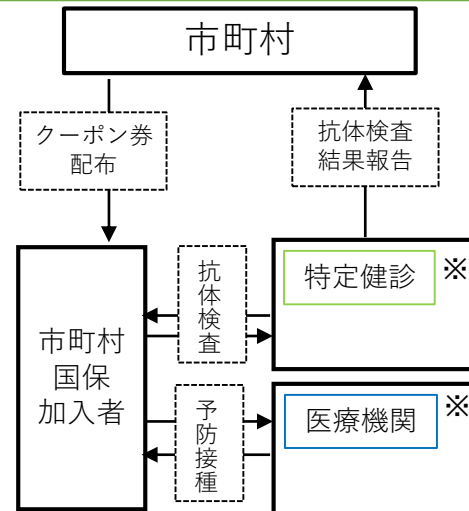
○ 居住する市町村内の医療機関（※）において抗体検査・予防接種を実施

※ 集合契約を結んだ医療機関



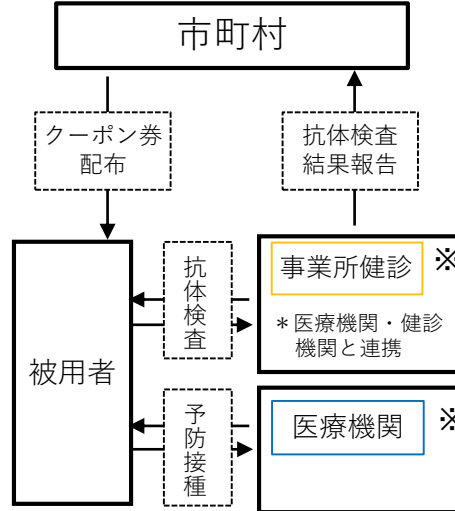
実施パターン②

○ 市町村国保加入者に対しては、特定健診の機会を活用
○ 生保受給者に対しては、健康増進法に基づく健診の機会を活用



実施パターン③

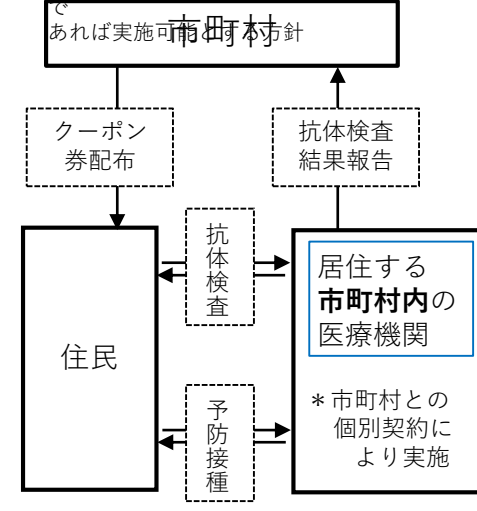
○ 被用者に対しては、事業所健診等の機会を活用



集合契約によらず実施

○ 居住する市町村内の医療機関（※）において抗体検査・予防接種を実施

※ 居住する市区町村と契約を結んだ医療機関



※抗体検査と予防接種の実施機関が同一の場合もある

※抗体検査と予防接種の実施機関が同一の場合もある

厚生労働省ホームページ

「風しんの追加的対策について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekka-kansenshou/rubella/index_00001.html